

	セキグチ タケシ
氏 名	関 口 健
本籍（国籍）	東京都
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	連研第 650 号
学位授与年月日	平成 27 年 9 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 5 条第 1 項該当課程博士
研究科及び専攻	生物環境科学 地域資源経済学
学位論文題目	法印様の民俗誌－旧修験系宗教者の地域的展開とその変遷に関する基礎的研究－(Ethnography in folklore of Hoin-sama Study on ethnography in folklore of the historicity of the desendant of the lineage of Shugendo)
学位審査委員	主査 教授 岩鼻 通明 副査 准教授 藤科 智海 副査 准教授 山本 信次 副査 教授 澁谷 長生

論文の内容の要旨

「法印様」は修験系宗教者に対する呼称として、東北地方では広く認められる民俗語彙の一つである。その称は、朝廷より認められた修験者の最高官位に由来するが、神仏習合思想を基調とするこれら宗教者は、明治維新时期（1968年～）の新政府が進めた神仏分離政策に伴い一度解体され、神職か僧侶、あるいは帰農という、いずれかの道の選択を余儀なくされた。村々に土着し、仏堂の管理や加持祈祷などの宗教活動を行ってきた修験者は、それ以来、神職や僧侶となって、各々の宗教活動を展開していったのである。

ところで、東北地方のように、「法印様」というかつての修験者の呼称が、現在もなおその末裔を示す言葉として各地で普通に用いられている例は希有である。どの地方も大凡は、近代までの範囲で途絶えている。ならば、現代の法印様とはいかなる存在か。その前身である修験者の有り様と同質といえるのか。本論は、今日も宗派を問わず、地域社会と密着しながら活動している法印様の有り様について、その前身である修験者との関連性を踏まえながら、日本民俗学（歴史民俗学）の立場、すなわち特定時期の民俗的な事象の形成過程を歴史的資料により考察し、民俗宗教（民間信仰）と成立宗教（修験道）との接合（融合）域の変遷を明らかにすることを目途としたい。

修験者（修験道）に関する民俗学的な取り組みは、日本史学や宗教学などのそれに比べて大幅に遅れ、1980年代から90年代にかけて、多くの成果が発表されるようになった。これは日本民俗学の学問領域である地域社会の宗教的な現象の背景に、修験道の影響が色濃く認められることが、それまでの研究によって

示唆されたためである。

地域社会や、それを構成する共同体の内部にみられる信仰の目的は、大別して祈願と供養とに分けることが出来る。修験道はその祈願（現世利益）的な側面に深く係わり、とりわけ、地域社会内において暮らしながら、宗教活動を行う修験者を指して、現在の日本民俗学では「里修験」と呼称することが一般的である。東北地方には、出羽三山をはじめとする多くの霊山があり、麓に暮らす里修験（里山伏）は、そこを修行の場と選び、自らの宗教活動を行ってきた。そのような里修験の末裔が今日の法印様であるといえよう。

しかしながら、法印様に関する民俗学的な研究は、これまでのところ蓄積は少なく、日本民俗学、及びその関連諸学（日本史学や宗教学、文化人類学など）において、単純に修験者の末裔としての理解に留まる場合が多く見受けられる。結果として、地域社会の民俗宗教（祈願行為）を理解する際に「修験者（法印様）の影響」とのみ言及するだけ推論的な結論付けが行なわれる現状が認められるのである。それ故に、現在の法印様と地域社会との関わりと、その歴史民俗学的な変遷についての基礎的研究が必要と考えている。法印様への眼差しは、修験道の研究史上、これまで曖昧とされてきた今日の地域社会に発現する民俗宗教の持つ意味と里修験の関与の有り方を、歴史的側面より解明できる点において意義を有するとともに、伝統的農村の現代的変容を知るための一助ともなろう。

本論は、山形県内陸地方を例としてかかる課題に取り組むものである。同地方は、修験道の霊場である出羽三山も近隣にあり、今日においても数多くの法印様の活動が認められる。全体的な構成は、「在地修験の形成と法印様」、「山岳信仰と在地修験」、および「法印様の民俗誌」の三章からなり、これを以って、法印様の歴史と言葉の持つ範囲を明らかとし、最後にその枠組みの中で展開されてきた彼らの有り様について検討を加えている。

当該地方の法印様は、これまでの里修験に関わる学説においても指摘されているように、遅くとも17世紀の初頭にかけて形成されたとみられる。彼らはその後、人々と生活を共にしながら地域社会に溶け込んでいった。その実態は、彼らの残した日記などより明らかである。また、本論では実証例の少なかった、近世期の里修験と死者供養との関わりについて、新たな視角を提示している。

法印様の宗教的な行為を指して人々は「法印様に拝んでもらう」と表現する。それは法印様に祈りを委ねることを意味し、その中に地域社会が立ち入ることはないといえる。

法印様の宗教行為は修験時代の仏教的な祭祀の呼称や形態を受け継ぐ例も見受けられるが、それは伝統的な地域社会の意識の上に形成されたものである。地域社会は法印様が現在所属する宗教を重視するのではなく、「拝んでもらう」ことに対して関心を有している。宗教者たる法印様と地域社会の信仰との接点は、右のような関係性の中において成立するものである。法印様を存続させる地域社会のあり方が東北地方特有の形態であるとするなら、彼らもまた同地に根ざした修験系宗教者として位置づけることができよう。

論文審査の結果の要旨

2015年8月6日に山形大学農学部において、関口健氏の学位論文公開審査会を実施した。はじめに本人が学位論文の内容について説明し、その後、質疑応答を行った。

関口氏は、山形県内陸部に位置する葉山の信仰に関する調査研究を出発点とし、中世末期には出羽三山のひとつにも数えられた葉山信仰が、いまなお周辺地域において民俗宗教として存続していることを明らかにした。

近世期に出羽三山や葉山の信仰を流布した修験者は明治初期の神仏分離によって、修験道が廃止されたために、仏教僧になるか、神主になるか、あるいは宗教者を捨てて俗人になるか、いずれかの選択肢を迫られることとなった。

しかしながら、仏教僧であろうと、神主であろうと、かつて法印様と信者たちから呼ばれた宗教的役割を、いまなお果たし続けている例の多くみられることを、関口氏は現地調査を重ねることによって、実証した。

それに加えて、山形県村山地方において、西村山郡内で信仰を集める葉山に対して、最上川の東側の東村山郡内で信仰を集める蔵王山の信仰の盛衰についても解明し、蔵王山麓においてもまた、法印様が今も宗教活動を行っていることを論証した。

一方で、近世において、修験者の宗教活動が規制され、自らの家の葬儀に際しては、引導を渡す宗教者としての行為は認められていなかったとの通説に対して、上山の修験家に伝わる古文書から、葬儀に関与した修験者の事例が存在したことも明らかにした。

このように、関口氏の研究は、山形県内における民間宗教者としての法印様の果たしてきた役割を民俗学の手法から解明したものであり、画期的な研究成果として高く評価することができる。

以上のことから、本審査委員会は「岩手大学大学院連合農学研究科博士学位論文審査基準」に則り審査した結果、本論文を博士（学術）の学位論文として十分価値のあるものと認めた。

学位論文の基礎となる学術論文

1. 関口 健（2015）

蔵王連峰の信仰と修験

—山形県村山地方の登拝口別当について—

山岳修験 36（掲載証明付き）